

船舶事故調査報告書

平成 30 年 9 月 19 日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成 30 年 6 月 7 日 19 時 20 分ごろ
発生場所	宮城県亶理町荒浜漁港 荒浜港南導流堤仮設灯台から真方位 249° 160m 付近 （概位 北緯 38° 02.0′ 東経 140° 55.6′）
事故の概要	漁船泰光丸は、操業中、推進器にかに籠等を巻き込んで航行不能となり、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	平成 30 年 6 月 11 日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 泰光丸、7.9 トン MG2-4276（漁船登録番号）、合同会社泰光水産 第 293-31336 号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	左舷船側部外板に破口、推進器翼に曲損、燃料タンクに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約 0.5m、潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：18 時 57 分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗組員 2 人（以下「乗組員 A」及び「乗組員 B」という。）が乗り組み、荒浜漁港の南導流堤（以下「本件導流堤」という。）付近でかに籠漁の操業中、船長が主機の前進運転と中立運転とを繰り返しながら、乗組員 A が左舷側からかに籠及びロープを海中に投げ入れていたところ、推進器にかに籠等を巻き込んで航行不能となった。</p> <p>本船は、乗組員 A が、巻き込んだかに籠等を推進器から取り除く作業を行ったが、完全に取り除くことができず、主機を使用できない状態で南東方からの風波に圧流され、本件導流堤に敷設された消波ブロックに左舷船側部が衝突した。</p> <p>本船は、燃料タンクが破損して油が流出したが、オイルフェンスが展開されて浮流油が回収された。</p> <p>本船は、来援した僚船にえい航されて荒浜漁港に入港した。</p> <p>船長、乗組員 A 及び乗組員 B は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長及び乗組員 A は、主機の前進運転と中立運転とを繰り返して左舷側からかに籠等を海中に投げ入れていたので、左旋回しながら投げ入れていれば、推進器に巻き込むことはなかったと本事故後に思っ</p>

	<p>た。</p> <p>船長は、数か月前にかに籠漁の操業を開始し、これまでにかに籠漁で操業した経験が10回程度あった。</p>
分析	<p>本船は、かに籠漁の操業中、船長が主機の前進運転と中立運転とを繰り返しながら、乗組員Aが左舷側からかに籠等を海中に投げ入れていたところ、推進器にかに籠等を巻き込んだことから、航行不能となり、南東方からの風波に圧流されて本件導流堤に敷設された消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、操業中、船長が主機の前進運転と中立運転とを繰り返しながら、乗組員Aが左舷側からかに籠等を海中に投げ入れていたところ、推進器にかに籠等を巻き込んだため、航行不能となり、南東方からの風波に圧流されて本件導流堤に敷設された消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関を使用して漁具を投入する際には、推進器付近に漁具を近づけないような操船を心掛けること。 ・ 陸岸に近い場所で、推進器に漁具を巻き込むなどして航行不能となった際には、速やかにアンカーを投入すること。